

## 可児市農業委員会第3回農業委員会総会議事録

開催日時	平成29年3月3日（金）午後1時30分から3時00分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、山田 照男、 菱川 幸夫、杉本 隆久、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、 渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、仙石 廣男
欠席委員	奥村 武司
事務局	課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美
議案	第13号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第14号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第15号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に 対する決定について 第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分 計画案に対する意見について
議長	<p>平成29年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の欠席委員は、1番奥村武司委員の1名であり、只今の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、13番小池一二三委員、14番渡邊千春委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第3、議案第13号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は2件の申請があります。</p> <p>受付番号1の案件は、申請人の下恵土の方が、一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、広見字中長、地目は田で、面積は462㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は申請人の田、北側は道路沿いの水路となっており、許可後、平成30年3月末までの計画としての申請です。</p> <p>転用事由としまして、申請人は道路拡幅事業による支障移転のため、一般個人住宅を</p>

建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、はせがわ小児科まで 200m、おくだ歯科まで 220m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。申請地を田越しで南方の田へ流れていた用水は、申請地東の道路に配管及び点検柵設置により用水の確保することと申請者と用水使用者と間で「用水用管がゴミ等で詰まった場合、届出者が責任をもって、ゴミ詰まり解消をすることを届出者から用水使用者へ書面をもって約束し、提出すること」で、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 の案件は、申請人の川合の方が、共同住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字梅白、地目は畑で、面積は 824 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は土地改良区水路、西側は宅地、南側は駐車場、北側は道路沿いの土地改良区水路敷となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は申請地に共同住宅 2 階建て 2 棟 8 戸を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内に側溝等を設け、北側道路沿いに設けた道路側溝に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の発言をお願いします。1 番広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号 1 について 5 番可児が報告します。

一般個人住宅を建築するという事です。用水用管がゴミ等で詰まった場合、届出者が責任をもってゴミ詰まりを解消するという事を書面で提出してもらうことで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。2 番川合をお願いします。

大澤委員 受付番号 2 について 12 番大澤が報告します。

北側の市道から乗り入れをしてアパートを建築するという事です。この市道と所有者との間に土地改良の用水が入っており、この用水をどうするかという問題がありますが、土地改良との協議の結果、乗り入れを認め、側溝をきちっと入れるということで同意ができていますということですので、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 3、議案第 13 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議	長	<p>【異議なしの声多数あり】</p> <p>ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。</p>	
議	長	<p>日程第4、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>議案第14号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転15件、贈与による所有権移転1件、使用貸借権の設定4件、賃貸借権の設定3件、合計23件の申請があります。</p> <p>受付番号1の案件は、賃貸人の広見の方外1名と、賃借人の東京都千代田区の法人との間における賃借権の設定で、賃借法人が貸店舗を建築するため転用許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、広見字新福地外3筆、地目は田と畑、地積は合計1,628㎡、第1種中高層住居専用地域内の農地で、申請地の東側・西側と南側は道路、北側は田と畑となっており、許可後、7月31日までの計画としての申請です。</p> <p>転用事由としましては、賃借法人はコンビニエンスストアを建築するとの計画であります。</p> <p>農地転用許可区分は、第1種中高層住居専用地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。</p> <p>一般基準判定につきましては、隣地の同意書が添付されており、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。</p> <p>受付番号2の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が貸倉庫を建設するため転用許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、広見字大田、地目は田、地積は638㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は駐車場、北側は田となっており、許可後、1ヶ月までの計画としての申請です。</p> <p>転用事由としましては、譲受法人は申請地を取得して倉庫を建設するとの計画であります。</p> <p>農地転用許可区分は、市役所支所広見連絡所まで540mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。</p> <p>一般基準判定につきましては、隣地の同意書が添付されており、雨水排水は東側道路沿いに設けた道路側溝に放流、上下水道は接続不要。北側田の排水は、北側沿いにU字溝を設け集水し、敷地内西側沿いに暗渠排水を設け、西南角の既設排水管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。</p> <p>受付番号3の案件は、譲渡人の中恵土の方外1名と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、広見字倉坪外1筆、地目は田、地積は、合計2,416㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路と譲渡人の田、西側は道路沿いの水路、南側は田と宅地、北側は田となっており、許可後、1年までの計画としての申請です。</p>

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅 8 棟を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、西側の字倉坪は、とまつレディースクリニックまで 190m、可児さくら保育園まで 260m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地、東側の字倉坪は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書が添付されており、雨水排水は敷内に道路を設け道路側溝から東側の水路に放流、上下水道は敷内に道路を設け前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地の南側隣接地で第 5 条申請受付番号 4 が申請されています。

受付番号 4 の案件は、譲渡人の広見の方外 1 名と、譲受人の土田の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字倉坪外 1 筆、地目は田、地積は、合計 2,345 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路と宅地、西側は道路沿いの水路、南側は田、北側は田となっており、許可後、7 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅 8 棟を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、西側の字倉坪は、とまつレディースクリニックまで 210m、可児さくら保育園まで 300m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地、東側の字倉坪は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書が添付されており、雨水排水は敷地内に道路を設け道路側溝から東側の水路に放流、上下水道は敷地内に道路を設け前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地の北側隣接地で第 5 条申請受付番号 3 が申請されています。

受付番号 6 の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の中恵土の方との間における贈与による所有権移転で、譲受人が貸家を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字馬石外 2 筆、地目は畑、地積は、合計 268 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と西側は宅地、南側は宅地と譲渡人の畑、北側は譲受人の自宅となっており、許可後、1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は北側の譲受人の宅地と一体利用して、息子の住む離れを建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は譲受人の自宅の前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地の南側隣接地で関連案件 5 条申請受付番号 7 が同時提出されています。

受付番号 7 の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の広見の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が理容店駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字馬石、地目は畑、地積は、94 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内の農地で、

申請地の東側は宅地、西側は駐車場、南側は譲受人の駐車場、北側は譲渡人の畑となっており、許可後、1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は南側の譲受人の駐車場と一体利用して、理容店駐車場として整備する計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は申請地内及び譲受人の駐車場の西側沿いにU字溝を設置し南方の前面道路側溝へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地の北側隣接地で関連案件5条申請受付番号6が同時提出されています。

また、一体利用地の東側で関連案件5条申請受付番号8が同時提出されています。

受付番号8の案件は、譲渡人の中恵土の方と、譲受人の広見の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が理容店駐車場及び貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字馬石、地目は畑、地積は、253㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と北側は宅地、西側は譲受人の駐車場、南側は道路となっており、許可後、1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は西側の譲受人の駐車場と一体利用して、理容店駐車場及び貸駐車場とする計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は譲受人の駐車場の西側沿いにU字溝を設置し南側の道路側溝へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、一体利用地の北側で関連案件5条申請受付番号7が同時提出されています。

受付番号9の案件は、貸渡人の平貝戸の方と、借受人の平貝戸の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、平貝戸字西見田外1筆、地目は畑と田、地積は、合計403㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の宅地と畑、西側は道路、南側は田、北側は道路と宅地となっており、許可後、1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の孫である借受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、貸渡人より農地法の許可を受けずに土地の一部でカーポートや進入路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、明智駅まで210mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意が添付されており、雨水排水は敷地内の西南の既設排水管に接続し西の排水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号10の案件は、譲渡人の石森の方と、譲受人の羽生ヶ丘の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が貸事務所とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、石森字桜木、地目は田、地積は、1,239 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は田、西側と南側は道路となっており、許可後、1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が不動産業事務所を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所広見東連絡所を中心として半径700m以内の区域で、宅地面積が40%を超えていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。申請地を田越しで北側の田へ流れていた用水は、申請地内の東側沿いにU字溝設置により用水の確保することで、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号11の案件は、譲渡人の瀬田の方と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字神崎、地目は田、地積は、1,694 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と西側は田、南側は水路、北側は道路となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅6棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所広見東連絡所まで200mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷内に道路を設け道路側溝から南側の水路に放流、上下水道は敷地内に道路を設け前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号12の案件は、賃貸人の大森の方と、借借人の羽島郡岐南町の法人との間における賃貸借権の設定で、借借法人が駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字田白、地目は田、地積は、143 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東北側は道路沿い水路、西側は借借法人の駐車場、南側は水路となっており、許可後、10月1日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借借法人がレッカー車業駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、堀澤医院まで330mとまつレディースクリニックまで530mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号13の案件は、貸渡人の羽崎の方と、借受人の愛知県海部郡大治町の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字二町田の一部、地目は田、地積は、480 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は田、西側は道路沿いの水路、南側は貸渡人の田となっており、許可後、1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の孫である借受人が一般個人住宅を建築するとの計画

であります。

農地転用許可区分は、こんどう内科クリニックまで 190m 西山歯科医院まで 390m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意が添付されており、雨水排水は前面道路内の暗渠排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 14 の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字田光前、地目は畑、地積は、175 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路、西側は公民館敷地、南側は水路、北側は宅地となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、勤労者総合福祉センターまで 490m はせがわ小児科まで 550m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 15 の案件は、譲渡人の今の方と、譲受人の今の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今字艾田、地目は田、地積は、1,312 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東南側は水路、東北側は譲受法人の資材置場、西南側は道路、西北側は道路沿いの水路となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が東北側の譲受法人の資材置場と一体利用して建設業資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一团農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 16 の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北、地目は畑、地積は、234 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は畑、南側は愛知用水水路、北側は道路となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅 1 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意が添付されており、雨水排水は前面道路側溝と地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 17 の案件は、譲渡人の土田の方外 5 名と、譲受人の土田の法人との間にお

ける売買による所有権移転で、譲受法人が温泉施設駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大脇外 4 筆、地目は田と畑、地積は、合計 3,709 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路と山林と譲受法人の田畑、西側は道路と譲受法人の雑種地、南側は道路、北側は譲受法人の駐車場と農転済み地となっており、許可後、平成 29 年 8 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が温泉施設駐車場を整備するとの計画であります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに土地の一部で市民農園の駐車場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝等、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 18 の案件は、譲渡人の犬山市の方と、譲受人の愛岐ヶ丘の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が自宅への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字吉養寺、地目は畑、地積は、64 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東北側は譲受人の宅地、西側は道路、南側は宅地となっており、進入路敷地としての申請です。

転用事由としましては、進入路として利用することです。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに通路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、かたびら第二幼稚園まで 510m 南帷子小学校まで 510m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 19 の案件は、貸渡人の東帷子の方と、借受人の犬山市の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字西ノ股の一部、地目は田、地積は、380 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は田、西側は道路、南側は畑、北側は貸渡人の田となっており、許可後、8 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から 3 種になることが見込まれる概ね 10ha 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意が添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 20 の案件は、賃貸人の美濃加茂市の方と、賃借人の名古屋市千種区の法人との間における売買による所有権移転で、賃借法人が調剤薬局を建築するため転用許可を求めるものです。



土地の概要は、下恵土字中西、地目は田、地積は、798 m<sup>2</sup>、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は田、北側は駐車場となっており、許可後、3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は会議室、研修室併設の調剤薬局を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内南側に集水桝を設け道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、給水栓を撤去すること、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、平成29年1月の5条申請、調剤薬局、貸駐車場の目的のもので、平成29年1月25日取り下げ願いが出され1月27日取り下げられたものです。

受付番号21の案件は、譲渡人の方と、譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が事務所を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野区路、地目は田、地積は、473 m<sup>2</sup>、第2種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西南側は道路沿いの水路、北側は宅地となっており、許可後、平成29年9月30日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が宅建業事務所を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第2種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号22の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が自宅の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉、地目は畑、地積は、490 m<sup>2</sup>、準工業地域内の農地で、申請地の東南側は道路、東北側は譲受人の農転済み庭園、西南側は市所有の山林、西北側は道路と愛知用水となっており、許可後、平成29年4月21日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が道路向の自宅の駐車場として整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号23の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の下呂市の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字池田、地目は田、地積は、2,997 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側と北側は道路、南側は譲渡人の田となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅13棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、梶の木内科医院まで270m あるいは歯科医院まで300m となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝及び敷地内に道路を設け道路側溝へ、上下水道は敷地内に道路を設けるなど前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、給水栓の撤去と排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号24の案件は、貸渡人の川合北の方と、借受人の土田の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字梅白、地目は畑、地積は、264 m<sup>2</sup>、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地と畑、西側と南側は貸渡人の畑、北側は道路となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の孫である借受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。1番広見をお願いします。

山田委員 受付番号1について7番山田が報告します。

農業用水の取り入れ、排水は問題なく、雨水排水は道路側溝へ、農業用水への影響はありません。問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。2番から4番広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号2から4について5番可児が報告します。

受付番号2ですが、雨水排水は道路側溝へ、北側田の排水は、北側沿いにU字溝を設け集水、敷地内西側沿いに暗渠排水を設け西南角の既設排水管に接続。農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

次に受付番号3、4ですが、分譲住宅を建築するという申請です。

雨水排水は東側の水路へ、上下水道は整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。6番から8番中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号6から8について7番山田が報告します。

受付番号6ですが、雨水排水は道路側溝へということで、農業用水への影響はありま

せん。

続きまして、受付番号7、8について報告します。

雨水排水は南側の道路側溝へということで、問題ないと思います。

議 長  
渡 邊 委 員

ご苦労さまでした。9番から11番お願いします。

受付番号9から11について14番渡邊が報告します。

受付番号9ですが、一般個人住宅を建築するということです。隣地同意書は添付されております。

雨水排水は西側の市排水路へ放水、上下水道は既存の埋設管に接続ということです。

平成15年頃から一般個人住宅として使用していたということで、始末書も添付されております。農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

続きまして、受付番号10ですが、隣地同意書は添付されております。

雨水排水は道路側溝へ、上下水道は既存の埋設管に接続、申請地内の東側沿いにU字溝設置により用水の確保することで、農業用水への影響はありません。

続きまして、受付番号11ですが、隣地同意書は添付されております。

雨水排水は敷地内に道路を設け道路側溝から南側の水路に放流、上下水道は既存の埋設管に接続、東西の田んぼですが、北側の水路から南側の水路に放流するということで農業用水への影響はないと思います。

議 長  
續 木 委 員

ご苦労さまでした。12番13番お願いします。

受付番号12、13について6番續木が報告します。

受付番号12ですが、レッカー車業駐車場に賃貸借するという申請です。問題ないと思います。

続きまして、受付番号13ですが、お孫さんが一般個人住宅を建築するにあたり、使用貸借の申請です。雨水、上下水道について位置を確認しました。隣地同意書もあります。申請地の東の田の用水につきましては、申請地を通しての給水となるため、現在土地所有者の回答待ちですが、その他は問題ありません。

議 長  
小 池 委 員

ご苦労さまでした。14番15番お願いします。

受付番号14、15について13番小池が報告します。

受付番号14ですが、この地域は宅地と水路に囲まれたところで、現在農地として利用しているところはありません。問題ないと思います。

続きまして、受付番号15ですが、現在北側で土場として使っている譲受人が、土場を広げたいという申請です。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要となっており、土地改良の方も、用水路の方に土砂が流れないように措置してほしい、排水路の方に張りコンクリートをしてほしいという要望を出しており、それを受け入れてくださっているので、問題ないと思います。

議 長  
井 藤 委 員

ご苦労さまでした。16番土田お願いします。

受付番号16について10番井藤が報告します。

上下水道は整備済みの埋設管に接続、隣地同意書も添付されており、問題ないと思います。

議 長  
堀 井 委 員

ご苦労さまでした。17番土田お願いします。

受付番号17について11番堀井が報告します。

温泉施設駐車場を整備するという申請です。始末書も添付されており、農業用水への影響はありません。問題ないと思います。

議 長 　　ご苦労さまでした。18 番 19 番帷子お願いします。  
 勝 野 委 員 　　受付番号 18、19 について 16 番勝野が報告します。  
 　　　　　　受付番号 18 ですが、自宅への進入路を整備するという申請です。農地法の許可を受けずに通路として利用しており、始末書が添付されております。周囲は宅地、道路になっておりますので、問題ないと思います。  
 　　　　　　続きまして 19 番ですが、貸渡人の子である借受人が一般個人住宅を建築するという申請です。土地改良の同意、周囲の同意もあり、問題ないと思います。

議 長 　　ご苦労さまでした。20 番から 22 番下恵土お願いします。  
 可児(勉)委員 　　受付番号 20 から 22 について 17 番可児が報告します。  
 　　　　　　受付番号 20 ですが、先ほど事務局から説明があったとおり、平成 29 年 1 月に調剤薬局、貸駐車場の目的で申請があったものですが、これを取り下げ、建物の大きさが変わったということで、新たに申請が出されました。一般基準判定は全てクリアされておりますので、問題ないと思います。  
 　　　　　　続きまして、受付番号 21 ですが、宅建業事務所を建築するという申請です。一般基準判定は全てクリアされており、問題ないと思います。  
 　　　　　　続きまして、受付番号 22 ですが、一般住宅の駐車場という申請です。問題ないと思います。

議 長 　　ご苦労さまでした。23 番 24 番川合お願いします。  
 杉 本 委 員 　　受付番号 23、24 について 9 番杉本が報告します。  
 　　　　　　受付番号 23 ですが、分譲住宅を建築するという申請です。問題ないと思います。  
 　　　　　　続きまして、受付番号 24 ですが、孫である使用借人が一般個人住宅を建築するという申請です。問題ないと思います。

議 長 　　ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。  
 　　　　　　【意見なしの声多数あり】

議 長 　　ご意見もないようですので、お諮りいたします。  
 　　　　　　日程第 4、議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。  
 　　　　　　【異議なしの声多数あり】

議 長 　　ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 　　日程第 5、議案第 15 号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。  
 　　　　　　それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　　議案第 15 号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は 1 件の申請があります。  
 　　　　　　受付番号 1 の案件は、下恵土の方が所有する畑です。  
 　　　　　　土地の概要は、下恵土字野林外 1 筆、地目は田、面積は合計 87 ㎡です。  
 　　　　　　申請地の東側は道路沿いの水路、西側と北側は申請者の宅地、南側は道路となっております。  
 　　　　　　昭和 63 年に市が取得し、その後平成 3 年及び 4 年に現所有者が代替地として取得し、

工場敷地の一部生垣として利用し現在に至るとのことです。今回、宅地として非農地申請を行うものです。

雨水排水は地下自然浸透、上下水道の接続はなし。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。1番下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号1について17番可児が報告します。

議長 先ほど事務局から説明があったとおりです。問題ないと思います。

議長 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長 長 **【意見なしの声多数あり】**  
ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議長 長 日程第5、議案第15号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、本案件については、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。

議長 長 **【異議なしの声多数あり】**  
ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、通知することに決しました。

議長 長 日程第6、議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

議長 長 なお、受付番号12から15までの案件は、8番菱川幸夫委員が利用権の設定を受けるものとなっているため、農業委員会等に関する法律第31条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、先に受付番号12から15までの案件を審議します。

議長 長 それでは、8番菱川幸夫委員の退席をお願いします。

議長 長 (菱川幸夫委員退席)

議事 局長 それでは、事務局の説明をお願いします。

議事 局長 議案第16号、受付番号12から15までの農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

議長 長 この4件の利用権の設定内容は、賃貸借、再設定、合計3,411㎡の集積となります。受付番号12から15までが、同じ賃借人ですのでまとめて説明します。

議長 長 賃貸人の美濃加茂市の方外3名と賃借人の今渡の方との間での賃貸借権の設定です。土地の概要は、土田字渡外5、地目は畑、再設定で、3年間は、面積は合計2,390㎡、1年間は、面積は1,021㎡、総合計面積は3,411㎡、利用集積を図るものです。

議長 長 以上で説明を終わらせていただきます。

議長 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか。

議長 長 **【意見なしの声多数あり】**  
日程第6受付番号12から15までの議案第16号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議長 長 **【異議なしの声多数あり】**

議 長 日程第 6、受付番号 12 から 15 までの議案第 16 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり、承認し、市長宛てに報告することに、決定しました。

議 長 ここで、菱川幸夫委員の着席をお願いします。

議 長 (菱川幸夫委員着席)

議 長 次に日程第 6、受付番号 1 から 9 までと受付番号 11 と 16 の議案第 16 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借 5 件、新規設定 1 件 959 m<sup>2</sup>、再設定 4 件 12,308 m<sup>2</sup>の総合計 13,267 m<sup>2</sup>の集積となります。

なお、受付番号 1 から 9 までと受付番号 11 と 16 について、説明させていただきます。受付番号 1 は、貸人の広見の方と借人の御嵩町の農事組合法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、広見字上八反田、地目は田、面積は 1,989 m<sup>2</sup>、新規設定で、6 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 2 と 3 が、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の大森の方外 1 名と借人の大森の農地所有適格法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、大森字奥洞外 1 筆、地目は田、再設定は、面積は 1,672 m<sup>2</sup>、と新規設定は、面積は 1,086 m<sup>2</sup>、合計 2,758 m<sup>2</sup>、6 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 4 と 5 が、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の湊之上の方外 1 名と借人の土田の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、柿田字稲垣外 4 筆、地目は田、面積は合計 6,143 m<sup>2</sup>、新規設定で、5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 6 から 8 が、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の羽崎の方外 2 名と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、羽崎字二町田外 8 筆、地目は田、面積は合計 9,891 m<sup>2</sup>、全て新規設定で、平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 9 は、貸人の春日井市の方外 2 名と借人の今渡の公益社団法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字岡本、地目は田、面積は 1,257 m<sup>2</sup>、再設定で、3 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 11 は、貸人の土田の方と借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。土地の概要は、土田字大尻、地目は田、面積は 6427 m<sup>2</sup>、新規設定で、5 年間、利用集積を図るものです。

議 長 受付番号 16 は、貸人の中恵土の方と借人の関市の農事組合法人との間での使用貸借権の設定です。  
 土地の概要は、川合字塚越、地目は田、面積は 718 m<sup>2</sup>、再設定で、5 年間、利用集積を図るものです。  
 以上で説明を終わらせていただきます。  
 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。  
 【意見なしの声多数あり】  
 議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
 日程第 6、受付番号 1 から 9 までと受付番号 11 と 16 の議案第 16 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり、承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。  
 【異議なしの声多数あり】  
 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議 長 日程第 7、議案第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。  
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 17 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。  
 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。  
 農用地利用配分計画案の内容については、議案第 16 号受付番号 6 から 8 において、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。  
 受付番号 1 から 9 までの案件が、借人が同じですのでまとめて説明します。  
 土地の概要は、羽崎字二町田外 8 筆、地目は田、面積は合計 9,891 m<sup>2</sup>、新規設定で、平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。  
 以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。  
 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
 日程第 7、議案第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。  
 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件については、意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。  
委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。  
これをもちまして、平成29年第3回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。  
誠に、ご苦勞様でございました。